

# 中野市包括的支援事業等（地域包括支援センターの設置運営）業務委託仕様書

## 1 事業名

中野市包括的支援事業等（地域包括支援センターの設置運営）業務委託

## 2 目的

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47の規定により、法第115条の46に規定する包括的支援事業その他の事業に係る業務（以下「包括的支援事業等業務」という。）及び法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業に係る業務（以下「第1号介護予防支援事業業務」という。）を中野市から委託を受けた法人（以下「受託法人」という。）が設置した中野市中野地区・日野地区・延徳地区地域包括支援センター（以下「委託型包括支援センター」という。）において実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 3 委託期間及び契約内容等

(1) 委託期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。

ただし、運営状況が良好と認められる場合は、契約の更新を可能とします。

市は、受託法人が委託契約に定められた事項を遵守しない等受託法人への包括的支援事業等業務を委託することが不相当と認めた場合又は受託法人が法令等を遵守しない場合は、中野市介護保険事業運営協議会で検討した上で、委託期間の満了日以前に契約を解除する場合がある。

(2) (1)により市から契約を解除された場合、市は受託法人（包括的支援事業等業務受託に向けて中野市と協議を行う受託候補法人も含む。以下同じ。）に対していかなる責任を負わないものとする。

また、受託法人の都合による予告のない解除権の行使は認めないものとする。

(3) 法及びこれに関連する政省令、条例等の改正に準ずる業務内容の変更等に対しては、受託法人との協議の上で決定することとする。

その場合は、委託期間内においても委託料の金額や業務への配置を必要とする職種又は人員の増減等の変更をする場合があるものとする。なお、その際の職員の増減等は、受託法人の責任において対応することとする。

## 4 担当する圏域及び委託型包括支援センターの設置について

「中野市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、受託法人が包括的支援事業等業務、第1号介護予防支援事業業務及び法115条の22の規定による法115条の23の業務（以下「指定介護予防支援事業業務」という。）を担当する地域は次のとおりとし、受託法人は、その責任において法115条の46第3項の規定により中野市長に届け出て、担当する地域内に委託型包括支援センターを設置することとする。なお、設置場所は、受託法人と市が協議の上決定するものとする。

また、委託型包括支援センターの名称は、後日、受託候補法人と協議の上、市が決定するものとする。

担当する地域	委託型包括支援センターの設置数
中野・日野・延徳地区	1

## 5 包括的支援事業等業務の内容

### (1) 業務の概要

包括的支援事業等業務の実施に関しては、中野市地域包括支援センター（以下「直営型包括支援センター」とする。）と協働して、担当する地域における地域包括ケアシステムの構築を推進することを基本とし、「中野市地域包括支援センター事業実施方針」（参考として仕様書別添1として添付）及び関係する要綱やマニュアル（「17 その他」のとおり）に従い適切に業務を実施すること。

なお、包括的支援事業等業務や市民への相談対応を円滑に行うために、委託型包括支援センターは、直営型包括支援センターと連携を取り合い、業務を実施するものとする。

#### ア 包括的支援事業の業務

法第115条の45第2項第1号から第3号まで（総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）に規定する業務

イ 地域包括ケアシステム構築の推進を図るための多職種等協働事業への参画・協力等

法第115条の45第2項第4号から第6号まで（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業）に規定する業務への参画・協力等及び法第115条の48に規定する地域ケア会議の開催、運営及び協力等に関する業務

ウ 任意事業の業務

法第115条の45第3項2号において規定されている事業(家族介護支援事業)の業務

エ その他市が必要と定める業務

オ 留意事項

業務の内容は、法及びこれに関連する政省令、条例等の改正に準じて変更となる場合があり、その場合は、受託法人との協議の上で決定することとする。

その場合、委託期間内においても委託料の金額や業務への配置を必要とする職種又は人員の増減等の変更をする場合もあるものとする。なお、その際の職員の増減等は、受託法人の責任において対応することとする。

### (2) (1)の業務の詳細

#### ア 総合相談支援業務

市内に居住する概ね65歳以上の高齢者等について、その高齢者等が属する世帯が地域で生活を送るために抱える課題全体の把握にも努めながら、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげることに努める等の支援を行う。

(ア) 地域におけるネットワークの構築

支援の必要な高齢者に対し、あらゆる社会資源を活用し適切な支援につな  
ぎ、継続的な見守りや更なる問題発生を防止するために、地域における様々  
な関係者のネットワークの構築を図ること。ネットワークの構築、活用が効  
果的に行われるために、市の福祉・保健担当者や地域包括支援センター、医  
療機関等多様な機関及び多様な職種とも連携し、情報を共有すること。

(イ) 実態把握

様々な社会資源との連携、高齢者世帯への訪問、同居していない家族や近隣  
住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等について、  
実態把握をし、支援が必要な高齢者に適切な助言とサービス提供を行う。

a 方法

高齢者及び家族からの相談、民生児童委員又は近隣者等からの紹介・情報  
提供及び市が提供する情報等によって、把握が必要な高齢者の自宅を訪問し  
聞き取り調査を行い、実態把握票（様式1）等に沿って記録を整備するとと  
もに、一般介護予防事業等の利用につなぐことが適切と判断したときは、直  
営型センターに報告するものとする。

b その他

受託地域外の高齢者から相談があっても、相談対応及び実態把握を行うも  
のとする。その後、相談者の了解を得た上で、本来担当すべき直営型センタ  
ーへ連絡・調整を行う。

(ウ) 総合相談支援

市内に居住するおおむね 65 歳以上の者で、要介護高齢者及びその家族に対  
し、各種相談及び関連機関との各種調整等を行うこと。

a 内容

(a) 各種相談に対し、電話・面接・訪問等により総合的に応じること

(b) 介護保険サービス等の利用希望者に対し、訪問等による相談支援に応じ  
るとともに、必要に応じて、要介護認定申請又は基本チェックリストの提  
出支援並びに介護保険サービス、一般介護予防事業及び各種サービスや制  
度等の利用につなげること。なお、基本チェックリストを実施した場合、  
委託型包括支援センターは、第1号事業（法115条の45第1項第1号に規  
定する「第1号事業」をいう。以下同じ。）利用に係る対象者確認を実施す  
ること。（第1号事業利用希望者が要支援認定を受けている場合等は除く。）

(c) 新規の介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」と  
いう。）及び要支援・介護認定者のうちサービスを利用していない者につい  
て、訪問・電話等により、必要に応じて、次の(d)等のサービスにつなぐこ  
とを含めた相談支援を行うこと。

(d) 公的保健福祉サービス等について紹介、調整を行うこと。（利用、手続  
き等の支援も含む。）

(e) 高齢者及びその家族、民生児童委員、近隣者等からの連絡に対し、相談  
内容に即した制度やサービスなど情報提供や関係機関の紹介等を行うこと。

(f) 介護ニーズや支援のあり方等について必要な場合は地域ケア会議等を  
開催すること。

## b 困難事例への対応

対応が困難な事例については、地域包括支援センターの専門職が相互に連携をとり、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行うこと。(市が開催する地域ケア会議への協力、委託型包括支援センターが開催する地域ケア会議等の開催及び運営等)

- (エ) 総合相談支援業務を行った時には、「相談記録票」を作成(相談支援システムへの入力)し、継続して支援していくケース等についても同様に作成するものとする。また、相談内容及び件数等をまとめ、委託期間終了後に提出する「委託業務実績報告書」(以下「実績報告書」という。)にて直営型包括支援センターに報告すること。

## イ 権利擁護業務

高齢者等が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるように権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合や、高齢者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための必要な支援を行う。

### (ア) 成年後見制度の活用促進

相談等により高齢者等の判断能力の状況等を把握した結果、成年後見制度を利用する必要があると判断した場合は、直営型包括支援センターと連携を図り、必要な支援を行うこと。

### (イ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉法に基づく措置が必要であると判断した場合は、直営型包括支援センターと連携を図り必要な支援を行うこと。

### (ウ) 高齢者に対する虐待の防止及び養護者の支援に関する対応

委託型包括支援センターは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)第17条第1項の規定により高齢者虐待防止法に係る次のaからdの事務を市から委託を受け実施するものとし、虐待の事例を把握した場合には、高齢者虐待防止法に基づき必要な支援を行うこと。

また、地域におけるネットワークを積極的に活用し、虐待の早期発見、対応並びに防止に努めること。

a 高齢者や養護者への相談、指導及び助言。(高齢者虐待防止法第6条)

b 養護者による高齢者虐待に係る通報及び高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出の受理。(高齢者虐待防止法第7条及び第9条)

受理した場合は、直営型包括支援センターと連携を図りながら、必要な支援及び対応を行うこと。

c 上記bの通報又は届出を受理したときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認や事実の確認のための措置(高齢者虐待防止法第9条)を講ずるとともに、「中野市高齢者虐待対応マニュアル」に沿って、直営型包括支援センター及び関係機関等とその対応について協議を行い、当該高齢者及びその養護者等への必要な支援及び対応を行うこと。

- d 養護者の負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置を行うこと。
- (エ) 困難事例への対応
  - 高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した時は、地域包括支援センターの専門職が相互に連携をとり、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行うこと。
- (オ) 消費者被害の防止に関する対応
  - 消費者被害に関する問題が発生している又はそのおそれがあると認められる場合には、中野市消費生活センターや警察等関係機関と連携をとり、必要な支援を行うこと。
- (カ) その他
  - 権利擁護業務を行った場合は、総合相談支援業務と同様に「相談記録票」を作成すること。また、上記(ウ)のbの通報又は届出を受理したときは、中野市高齢者虐待対応マニュアルにより「高齢者虐待等通報報告書」を作成し、直営型包括支援センターへ報告すること。

#### ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、主治医、介護支援専門員等地域における多職種相互の協働により連携し、高齢者の個々の状況に応じた支援実現のため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を直営型包括支援センターとともに行うこと。

##### (ア) 包括的・継続的なケア体制の構築

関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援すること。

##### (イ) 介護支援専門員に対する個別支援

介護支援専門員に対して、ケアマネジメント力を高めるために次に掲げる必要な支援を直営型包括支援センターとともに行うこと。

なお、個別支援等を行ったときは、相談記録票を作成することとする。また、委託期間内の相談内容及び件数等を「実績報告書」により直営型包括支援センターに報告すること。

- a 支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応と事例検討会（介護予防のための個別地域ケア会議等）の実施
- b 介護支援専門員への情報提供と質の向上のための研修
- c 介護支援専門員同士のネットワークの構築・育成
- d 個別のケアプランの作成指導を通じたケアマネジメント指導

エ 地域包括ケアシステム構築の推進を図るための多職種等協働事業への参画・協力等 包括的支援事業等業務を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療・介護サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス

等のさまざまな社会資源が有機的に連携することができる体制づくりの事業に参画・協力すること。

(ア) 在宅医療・介護連携推進事業について(法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号)

委託型包括支援センターは、市が実施する在宅医療・介護連携推進に係る各種事業等に協力・参画すること。

(イ) 生活支援体制整備事業について(法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号)

委託型包括支援センターは、市や中野市社会福祉協議会等が設置する協議体等が実施する事業等に協力・参画すること。(委託型包括支援センターは協議体等の構成員となる可能性があるので留意すること。)

(ウ) 認知症総合支援事業について(法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号)

委託型包括支援センターは、市等が実施する事業等に協力・参画すること。

なお、センター職員は「認知症地域支援推進員」及び「認知症初期集中支援チーム員」を兼ねるので留意すること。(「認知症地域支援推進員」及び「認知症初期集中支援チーム員」の資格等要件は、地域支援事業の実施について(平成 18 年 6 月 9 日付け老発 0609001 号厚生労働省老健局長通知)のとおり。)

「認知症地域支援推進員」及び「認知症初期集中支援チーム員」研修受講のための負担金、旅費、日当等は原則、市の規定に基づいた金額を市が負担するものとする。

また、委託型包括支援センターの職員は、「認知症サポーター養成講座」の受講に努めること。

(エ) 地域ケア会議について(法第 115 条の 48)

市が開催する地域ケア会議へ参加するとともに、委託型包括支援センターも地域ケア会議等の開催及び運営等を行うこと。

オ その他市が必要と定める業務

(ア) 中野市介護保険事業運営協議会等市及びその他関係機関が開催する会議等への出席

(イ) 地域の民生児童委員との連携に係る協議の場等への出席

(ウ) 市や県等から依頼する調査、統計等に関する報告

(エ) 包括的支援事業等業務の実施に当たり市が必要と判断した業務への対応

(オ) 中野市高齢者見守り徘徊 SOS ネットワーク事業への事業所としての登録

## 6 第 1 号介護予防支援事業(法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二)に係る業務の受託

委託型包括支援センターは、当該センターが担当する地域内に居住する要支援認定者又は事業対象者が適切に第 1 号事業等を利用できるよう、市から第 1 号介護予防支援事業業務を受託しケアマネジメントを実施するものとする。

(1) 地域包括支援センターの第一の機能である地域包括ケアを支える機能の妨げとならないよう、3 職種の担当配分に考慮すること。また、介護支援専門員等を別途雇用して担当させることもできるので留意すること。

(2) 市から情報提供された要支援認定者又は事業対象者に関する情報は、受託法人が管理し、第 1 号介護予防支援事業業務を行うこととする。

- (3) 第1号介護予防支援事業業務の実施に当たっては、介護予防ケアマネジメントマニュアルに沿い、実施すること。
- (4) 第1号介護予防支援事業業務に関わる収入(委託料)は受託法人の収入とする。
- (5) 第1号介護予防支援事業業務の委託
- 委託型包括支援センターは、第1号介護予防支援事業業務の一部を委託契約を締結した指定居宅介護支援事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。なお、委託に当たっては、次の事項に留意すること。
- ア 委託型包括支援センターは、新たに指定居宅介護支援事業所と委託契約を締結したときは、中野市介護保険事業運営協議会に報告をすること。
- イ 委託型包括支援センターは、指定居宅介護支援事業所への委託の実施状況について、随時、中野市介護保険運営推進協議会に報告をすること。
- ウ 第1号介護予防支援事業業務の実施に当たり、アセスメントやケアプランの作成業務が一体的に行われるよう配慮すること。
- エ 委託先の指定居宅介護支援事業者が、長野県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であること。
- オ 第1号介護予防支援事業業務に係る責任主体は委託型包括支援センターであり、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業所が第1号介護予防支援事業業務が適切に実施しているのか確認を行うこと。また、委託先の指定居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価について確認を行い、今後のケアマネジメントの方針等を決定すること。
- カ 第1号介護予防支援事業業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合、その利用者の業務委託費用として委託型包括支援センターが定めた業務委託料を、委託先の指定居宅介護支援事業者に支払うこととする。
- キ 第1号介護予防支援事業業務の委託に当たっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。
- (6) その他第1号介護予防支援事業業務の内容等は、別に市が受託法人と締結する業務委託契約書(仕様書を含む。)によるものとする。

## 7 再委託等の禁止

受託法人は、包括的支援事業等業務はその全てを、第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務の一部を除き、第三者に委託し請け負わせることはできないものとする。

## 8 人 員

包括的支援事業等業務を適切に実施するため、次の職員を置くこと。

また、委託型包括支援センターに包括的支援事業等業務及び第1号介護予防支援事業業務に従事する職員の統括及び適正な業務指導を行う「センター長」等を配置するものとする。なお、「センター長」等は、次の(1)のアからウまでの資格を有する職員が兼務することができるものとする。(「センター長」等を配置しない場合は、受託法人内において統括的立場となる者を明らかにするものとする。)

(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 及び関係する法令・条例等)

(1) 職種別等配置人数

ア 「保健師又はこれに準ずる者」 常勤かつ専従で 1 名以上

「準ずる者」とは、看護師資格を有し、地域ケア、地域保健等に関する経験かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者。なお、この看護師には、准看護師は含まないものとする。

イ 「社会福祉士又はこれに準ずる者」 常勤かつ専従で 1 名以上

「準ずる者」とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者とする。ただし、準ずる者を配置した場合は、将来的に社会福祉士の配置を行うこと。

ウ 「主任介護支援専門員又はこれに準ずる者」 常勤かつ専従で 1 名以上

「準ずる者」とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成 14 年 4 月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者とする。ただし、準ずる者を配置した場合は、将来的に主任介護支援専門員の配置を行うこと。

なお、包括的支援事業等業務の受託期間中は、主任介護支援専門員としての資格を保持できるよう、必要な研修を受講すること。

エ 包括的支援事業等業務を適切に実施するために、上記アからウまでとは別に、包括的支援事業等委託料の範囲内において受託法人が必要と認めたセンター長、介護支援専門員又は事務職員等を配置しても構わないこととする。

(2) その他

ア 職種別の配置は、(1)のエ以外はいずれの職種も常勤かつ専従で配置すること。常勤換算による配置は認められません。(1)のア、イ及びウの職種の職員を常勤かつ専従でそれぞれ 1 名以上配置すること。

イ (1)のアからウまでのいずれかの職員が育児休暇又は 90 日以上の病気休暇を取得する場合は、速やかに代替職員を補充すること。ただし、産前産後休暇及び 90 日未満の病気休暇等において、緊急止むを得ない場合は市へ報告し、事前に承認を得た場合はこの限りでない。

## 9 委託型包括支援センターの構造及び設備等

特別な基準はないが、業務を行う上で支障がないよう、包括的支援事業等業務と第 1 号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務を行う場所は一体であることが望ましいこととする。

(1) センターの設置場所及び建物設備等は次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 設置場所

(ア) センターは、4 に規定する地域内に受託法人の責任において設置する。なお、設置に要する経費は受託法人の負担とする。(ただし、令和 5 年度の業務



受託にあたり、受託法人がセンター設置のための事務所等を新たに借り上げる場合で、その借上げを、市が業務の委託に当たり必要とし予算の範囲内において受託法人が支払う家賃（令和5年度の12か月分）を負担（包括的支援事業等業務委託料に含むことで対応する。）することとした場合を除く。）

(イ) 設置場所は、4に規定する地域内において、市と協議の上で決定するものとする。

#### イ センターの建物設備等

(ア) センターの建物や不動産は、建築基準法その他法令の基準を満たすものとする。

(イ) 高齢者に配慮した設備を有し、事務所を2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。

(ウ) 利用者専用の駐車スペースを2台以上及び駐輪スペースを3台以上敷地内又は隣接地に確保すること。

(エ) 事務室及び運営に必要な相談室、会議室、書類保管庫等を有していること。

事務室を法人の本体施設又はサービス提供事業部門等に設置する場合は、センターの事務スペースは独立して設け、センターの業務情報が担当職員外に漏れない等の配慮をすること。

相談室及び会議室は、簡易に移動できるパーテーションにより設置することも可能とするが、相談者のプライバシーに配慮した形態とすること。また、相談室及び会議室は必ずしも別の部屋である必要はないものとする。

相談室、会議室及び書類保管庫等は、センターが併設する法人の本体施設又はサービス提供事業部門等と共用することは差し支えないものとする。

(オ) 機械警備の設置及び施錠できる書類保管庫を有しセキュリティを確保すること。

(カ) 専用のパソコンを1台以上常備（ワード、エクセルでの文書交信ができること）し、インターネットへの接続可能な環境を確保するとともに、メールアドレスを取得すること。また、同パソコンのセキュリティ機能を確保すること。

なお、本市から貸与する物品は、「11 物品・システム等の貸与」のとおりとする。

(キ) 事務机及び椅子を職員数分確保し、電話回線、ファクシミリ及び電話機を配置すること。

(ク) 委託型包括支援センターの看板及び案内板等を1つ以上設置し、地域住民への周知に努めること。

(ケ) 受付カウンターを設置することが望ましい。

(コ) 包括的支援事業等業務委託料の金額には、軽自動車1台分のレンタル料及び運用に係る経費を計上している。社用車を配置する場合は、本市に登録（車検証の写しを市に提出すること）するとともに車両に委託型包括支援センターの名称を掲げること。なお、自動車運用に係る交通事故等の損害金及びその他自動車整備に関する一切の責任は受託法人が負うこととする。

(サ) 包括的支援事業等業務、第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務で使用する設備、備品又は物品等の購入又は賃借等に要する費用並びに上記(ア)から(コ)の設置や配置等に必要な経費は、本仕様書に定めているも

の以外は受託法人の負担とする。

また、受託法人が行う設備、備品又は物品等の購入又は賃借等に係る契約についても、市は一切関与しないものとする。

## 10 委託型包括支援センターの開設時間及び休業日

### (1) 開設時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 休業日

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

### (3) 開設時間外の体制

開設時間外においても、緊急時に連絡がとれるよう緊急連絡体制を整えておくこと。

### (4) その他

上記(1)の開設時間外であっても、地域の住民、市や関係団体等の会議等への出席を求める場合がある。

## 11 物品・システム等の貸与

### (1) 包括的支援事業等業務の実施に当たり、市は以下のとおり物品等を貸与する。

ア パソコン 4台（市賃借物品を貸与対応。いずれも、市が指定する「総合相談支援システム」を内蔵するものとする。なお、総合相談支援システムの設定に係る費用は、市が負担するものとする。）

イ ハブ（中野市から貸与対応）1台

### (2) 上記(1)の物品等の修理は、原則市が対応する。ただし、重大な過失等、受託法人の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

### (3) パソコン等のいずれの業務に係るシステム、備品又は物品等は、受託法人が費用を含めて対応するものとする。

## 12 業務報告及び評価等について

(1) 令和5年度当初に、委託型包括支援センターの事業計画を市と協議の上策定するとともに、「収支予算書」（予算書には、第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務に係る予算を含めるものとする。）を提出すること。併せて委託型包括支援センターの人員体制等を報告すること。なお、委託期間内に人員体制等の変更があった場合も、その都度報告すること。

(2) 毎月10日までに、前月分の「相談・苦情等に記録状況集計表」を提出すること。令和5年度業務終了後30日以内に「委託業務実績報告書」及び「所要額精算書」を提出すること。

(3) 委託型包括支援センターにおける業務の質を向上させるため、別に定められた様式に沿ってセンターの事業に対する自己評価を実施し、中野市介護保険事業運営協議会で協議を受けるとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。

### 13 委託料の請求等について

請求及び支払い

別途契約時に作成する業務委託契約書に基づき、請求及び支払いを行うこととする。

### 14 法令の遵守及び人権に関する研修について

- (1) 包括的支援事業等業務、第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務に従事する受託法人の役員及び職員は、業務の実施に当たって、関係法令及び条例等に規定する事項を遵守すること。
- (2) 包括的支援事業等業務、第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務に従事する役員は常に人権に配慮するよう努めなければならない、必要な研修を受けること。

### 15 公平・中立性について

受託法人は、包括的支援事業等業務、第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務を運営するに当たり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分に配慮すること。

### 16 経理区分等

包括的支援事業等業務委託料、第1号介護予防支援事業業務委託料及び介護予防サービス計画費(介護報酬)は、それぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等必要な書類を整備するとともに、その書類は令和5年度の業務完了後5年間は保存すること。

### 17 その他

- (1) 包括的支援事業等業務及び第1号介護予防支援事業業務の実施にあたっては、関係法令、次の通知及びマニュアル並びに本仕様書に定める事項を遵守すること。
  - ア 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)
  - イ 「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長、同振興課長、同老人保健課長通知)
  - ウ 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」(平成27年6月5日付け老発0605第5号厚生労働省老健局長通知別紙)
  - エ 「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」(平成27年6月5日付け老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知)
  - オ 地域包括支援センター運営マニュアル(一般財団法人長寿社会開発センター発行)
  - カ 地域ケア会議運営マニュアル(一般財団法人長寿社会開発センター発行)
  - キ 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と擁護者支援について(厚生

労働省老健局発行)

ク 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待  
対応の手引き（社会法人日本社会福祉士会発行）

注) 上記の通知及びマニュアルについては、最新のことを優先させるものとする  
こと。

- (2) 個人情報の取扱いについては、関係法令及び条例等を遵守し、個人情報及び  
プライバシーの保護に遺漏無きよう十分留意すること。

なお、訪問等のため、個人情報を含んだファイル等を委託型包括支援センター  
から持ち出す場合は、持ち出し並びに返却確認等を記載する記録簿を作成するな  
どし、確実な所在の把握を行うこと。

また、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用  
しないこと。委託業務終了後も同様とする。

- (3) 利用者等とのトラブルを未然に防止していく対応・体制づくりやトラブルの  
発生時の対応体制を整備すること。なお、トラブル等発生時には誠実に対処する  
とともに再発防止に努めること。また、必要な場合は速やかに市に報告し指示を  
受けること。

- (4) 地域包括支援センターの業務は、多岐にわたるとともに、最新及び専門的知識  
を有することが必要であるため、受託法人は、従事する職員に必要な研修や会議  
等へ積極的に参加させることにより、職員の資質の向上を図るよう努めること。

- (5) 本仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するこ  
ととする。

## 18 様式について

仕様書様式 1 実態把握票

## 19 指定介護予防支援事業（法第8条の2第16項）の業務の実施

受託法人は、委託型包括支援センターに併設して、指定介護予防支援事業所を設置  
し、指定介護予防支援事業業務（予防給付に関するケアマネジメント業務）を実施す  
る。

- (1) 予防給付に関するケアマネジメント業務

ア 業務の実施に当たっては、法第8条の1第16項、法第115条の22から31ま  
での規定に基づき、委託型包括支援センターとして市の指定介護予防支援事業所  
の指定を受け、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支  
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労  
働省令第37号）及び関係法令並びに中野市指定介護予防支援等の事業の人員及び  
運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関  
する基準を定める条例（平成27年中野市条例第11号。以下「指定介護予防支援  
基準条例」という。）を遵守すること。

さらに、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定によ  
り長野県知事の指定を受けること。

イ 地域包括支援センターの第一の機能である地域包括ケアを支える機能の妨げ

とならないよう、3職種の担当配分に考慮すること。また、介護支援専門員等を別途雇用して担当させることもできる。

ウ 市から情報提供される当該者に関する情報は、受託法人が管理し、担当する地域の当該者の予防給付ケアマネジメントを行うこととする。

エ 指定介護予防支援事業業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は受託法人の収入とする。

オ 指定介護予防支援事業業務の委託

委託型包括支援センターは指定介護予防支援事業業務の一部を、委託契約を締結した指定居宅介護支援事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。なお、委託に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 委託型包括支援センターは、新たに指定居宅介護支援事業所と委託契約を締結したときは、中野市介護保険事業運営協議会に報告をすること。

(イ) 委託型包括支援センターは、指定居宅介護支援事業所への委託の実施状況について、随時、中野市介護保険事業運営協議会に報告をすること。

(ウ) 指定介護予防支援基準条例に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務が一体的に行われるよう配慮すること。

(エ) 委託先の指定居宅介護支援事業者は、長野県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であること。

(オ) 指定介護予防支援事業業務に係る責任主体は委託型包括支援センターであり、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか内容の妥当性等について確認を行うこと。また、委託先の指定居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価について確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。

(カ) 指定介護予防支援事業業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合、その利用者の介護予防サービス計画作成費用として委託型包括支援センターが定めた業務委託料を、委託先の指定居宅介護支援事業者に支払うこととする。

(キ) 指定介護予防支援事業業務の委託に当たっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。

(2) 指定介護予防支援事業所の配置基準

ア 従業者の員数について（指定介護予防支援基準条例第4条ほか）

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員を、事業が円滑に実施できるよう、1人以上の必要数を配置すること。又、担当する職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、長野県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者を充てること。

- (ア) 保健師
- (イ) 介護支援専門員
- (ウ) 社会福祉士

(エ) 経験ある看護師

(オ) 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事  
イ 管理者について（指定介護予防支援基準条例第4条）

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置くこと。なお、管理者は、専らその職務に従事する者でなければならないが、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である委託型包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(3) 兼務関係について

包括的支援事業等業務及び第1号介護予防支援事業業務に従事する職員と指定介護予防支援事業業務に従事する職員とは、8の(1)のアからウまでの職種別等配置人数及び(2) 指定介護予防支援事業所の配置基準の各要件を満たすものであれば、兼務して差し支えない。ただし、包括的支援事業等業務又は第1号介護予防支援事業業務に支障がある場合はこの限りでない。